

# 鳥取縣公報

## 告示

◆鳥取縣告示第三百二十四號

營業稅審査委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 營業稅審査委員會規程

第一條 各地方事務所内に郡市營業稅審査委員會（以下委員會という）を置く。

第二條 委員會は地方事務所長（昭和十七年五月鳥取縣令第三十六號により縣賦課徵收事務を委任された地方事務所長たる事務吏員を含む以下同じ）の諮問に應じ營業稅の課稅標準たる營業純益を審査する。

第三條 委員會は會長及び委員若干名を以てこれを組織する。

昭和二十二年七月二十九日  
第千八百三十號

火 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格ニ準ル

第四條 委員は市町村長、營業者その他關係者の中から知事がこれを委嘱又は任命する。

第五條 會長は委員會においてこれを互選する。

第六條 委員の任期は二年とする。但し特別の事由があるときは任期中といえどもこれを解任することができ

る。委員中缺員を生じたため補充した委員の任期はその前任者の殘任期間とする。

委員は前二項の規定にかゝらず後任者の就任するまで在任する。

第七條 委員會は地方事務所長がこれを招集する。

第八條 會長は會務を總理し會議の議長となる。

會長事故があるときはその職務を代理する者を委員會において互選する。

第九條 委員會は委員の半数以上出席しなければ會議を

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

火金 曜日發行（時々平日）

昭和二十二年七月二十九日  
第千八百三十一號

昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可

開くことができない。

議事は出席委員の過半数を以てこれを決する。

可否同数のときは議長が決するところによる。

第十條 委員會に幹事及び書記若干名を置き地方事務所長がこれを命ずる。

幹事及び書記は會長の指揮を受け會務に従事する。

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣告示第三百二十五號

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押證票を次のように交付した。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	交付年月日	所屬屬名	職名	氏名
縣稅檢査章	一八	昭和二十二年七月二十六日	東伯地方事務所	事務吏員	岸田 茂
同	一三八	昭和二十二年七月七日	東伯郡役場	書記	林原 清太郎
縣稅滯納者財產差押證票	一八	昭和二十二年七月二十六日	東伯地方事務所	事務吏員	岸田 茂

鳥取縣告示第三百二十六號

外國人登録令第四條第一項又は附則第二項の規定による登録申請期間を本年五月二十七日附鳥取縣告示第二二四號を以つて同年七月三十一日まで伸長したが同令第四條第二項又は附則第二項の規定により同年八月三十一日まで伸長する。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百二十七號

農林水産業調査指導員である。農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

角 勳 足立要一 西伯郡中濱村 昭和二十二年六月三十日

井邊邦雄 隔 竹次 東伯郡灘手村 同五月九日

行 正幸 龜家活二 米子市 同七月九日

小椋春光 岩本定夫 東伯郡以西村 同七月十六日

山脇 正 森田久穂 岩美郡成器村 同七月十五日

竹中豊繁 笠原 郁 東伯郡上小鴨村 同七月十九日

松本幹司 築谷 廣 西伯郡渡村 同五月二十八日

鳥取縣告示第三百二十八號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

福本藤治郎 芳野 彦治 米子市 昭和二十二年七月十一日

三ツ木利一 遠藤 宇八 同

若槻 源藏 高橋 定一 同

足立 大乃 佐布伊七郎 同

楠本 英一 仲田 寛一 同

遠藤 博美 市川 正榮 同

高木 重美 岩本 勇吉 同

新宅 忠治 前橋 鐵信 同

小西 幸雄 門脇 弘 同

行 正幸 田村艶之助 同 同七月九日

鈴木 虎 木下安喜男、氣高正條村 同七月十八日

池澤 誠春 米田 隆 東伯郡上郷村 同五月十三日

源内 豊茂 坂本 長市 同

乗木 鐵藏 池口喜代治 東伯郡成美村 同七月二十一日

前田 幸吉 福本清九郎 同

福本 重雄 福本 富藏 同

野口 晋一 小林 徳雄 西伯郡幡郷村 同七月九日

梅林 愛藏 頭本 義人 日野郡黒坂町 同六月二十日

小谷 定義 小林榮三郎 同

生田 榮 沼田大次郎 同

谷口 秀春 福田 健雄 岩美郡倉田村 同七月十八日

秋田 梅雄 宮崎 益雄 同

山本 新松 八頭郡中私都村同七月二十二日

石井 勘衛 山崎 庄藏 氣高郡青谷町 同七月二十八日

福本 先 福樂 信輝 東伯郡舍人村 同七月二十日

磯江 浩 山崎 幸弘 東伯郡上井町 同七月二十四日

磯江 徳實 福井 勝治 東伯郡長瀬村 同七月二十二日  
 高塚 治 高塚 卓三 東伯郡安田村 同七月十八日  
 赤尾 宗雄 赤尾 友彰 西伯郡五千石村同七月十五日  
 遠藤 善市 高田 貞衛 同 同二月二十四日

鳥取縣告示第三百二十九號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡大正村大字徳尾二四 二五ノ二  
 前住所及開業地 鳥取市吉方一區八二四森原方  
 現住所及開業地 鳥取市鏡片原町五一ノ一濱本方

昭和二十二年七月十一日住所變更により助産婦名

簿訂正方願出たので昭和二十二年七月二十二日訂正

小 谷 滋 子

大正十二年六月四日生

本籍地 東伯郡社村大字不入岡四三〇ノ一  
 前住所及開業地 東伯郡倉吉町大字福吉町一、四〇四  
 現住所及開業地 東伯郡倉吉町大字越殿町一、五一七ノ一

昭和二十二年六月三日住所變更により助産婦名簿  
 訂正方願出たので昭和二十二年七月二十二日訂正

山 本 音 野

明治十四年十月二十一日生

前本籍地 西伯郡崎津村大字葭津一、一七七

現本籍地 西伯郡富益村一、二七三

現住所及開業地 同

昭和二十二年七月九日婚姻に依り前姓「阿川」を

「井田」に並に本籍地變更により助産婦名簿訂正

方願出たので昭和二十二年七月二十二日訂正

井 田 律 子

大正九年十一月二十三日生

鳥取縣告示第三百三十號

物價統制令第五條第一項の規定により縣内産菅笠の販賣

價格の統制額を次の通り認可する。

昭和二十年五月鳥取縣告示第百七十五號(菅笠ノ販賣價

格指定ノ件)はこれを廢止する。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可を申請した者

鳥取縣農業會

會長 倉 繁 良 逸

二、認可した價格等の額(單位笠一枚笠紐二本)

品名	規 格		生産者	縣農業會	最終販賣業
	直徑	縫數			
鹿野裏卷	七尺	一廻	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
雪おろし	八尺	二廻	三九、〇〇	四〇、〇〇	四三、〇〇
笠紐			二〇、〇〇	二二、〇〇	二二、〇〇

(一)この價格は縣價格査定委員會の査定をうけ査定證  
 紙を貼付したものの價格とし査定をうけないもの又は  
 査定證紙の貼付してないものはこの價格の七割下  
 げとする。

(二)この規格に該當するものであつても仕上不良によ  
 り知事の定める査定基準により價格査定委員會がこ  
 の價格の範圍内で價格を査定したときはその價格に  
 よること。

(三)この價格は賣主の店先渡し價格とし荷造包裝費は  
 賣主の負擔とする。

(四)鹿野裏卷・雪おろしの價格は紐をつけてないもの  
 の價格で紐をつけて販賣する場合は紐代を別に加算  
 することができる。

三、統制額實施の日

昭和二十二年七月二十八日

四、前項第二號に掲げる額は物價統制令第五條第三項の  
 規定により前項第一號に掲げる鳥取縣農業會の構成  
 員以外の者が同會の地區内において爲す着笠の販賣  
 價格の統制額とする。

鳥取縣告示第三百三十一號

昭和二十二年七月二十七日定置漁業權變更の件を次のよ  
 うに許可した。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番號 免許番號第一五四號

一、漁業名稱 定置漁業・鮎類漁業堰四手網

00203

一、漁業權者 氣高郡湖山村  
 一、漁業時期 自八月二十八日  
 至翌年二月二十八日  
 自六月十一日に變更  
 至翌年一月三十一日に變更

一、免許番號 免許番號第一五五號

一、漁業名稱 定置漁業 魴類漁業 蝦四手網

一、漁業權者 氣高郡湖山村

一、漁業時期 自八月十一日  
 至翌年二月二十八日

一、免許番號 免許番號第一五六號

一、漁業名稱 定置漁業 魴類漁業 蝦四手網

一、漁業權者 氣高郡湖山村

一、漁業時期 自八月十一日  
 至翌年二月二十八日  
 自六月十一日に變更  
 至翌年一月三十一日に變更

鳥取縣告示第三百三十二號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により左の區域内に飼養せられる生後三ヶ月以上の畜牛に對し氣腫疽豫防の注射を施行するから當該畜牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所にて畜牛を牽付け注射を受けなければならない。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射區域 注射場所 豫定頭數 牽付時刻

自八月二十六日 山上村一圓 山上村 三〇〇頭 自八時 至十二時

自八月二十九日 石見村一圓 石見村 八〇〇頭 同

自八月三十日 福榮村一圓 福榮村 五〇〇頭 同

自九月四日 黑坂町一圓 黑坂町 五〇〇頭 同

自九月六日 神奈川村一圓 神奈川村 五〇〇頭 同

自九月七日 米澤村一圓 米澤村 六五〇頭 同

自九月九日 同

自九月十日 同

00204

正 誤

昭和二十二年七月七日附鳥取縣公報第千八百二十四號中  
 次のように正誤する。

頁 條 項

二〇一 第一條 昭和二十二年鳥取縣條例第二十號

同 第二條 收入役がそれぞれこれを

二〇五 第一號様式備考四 他の税目についてはこの

二〇八 第二號様式鑛區 氏 名

同 第二號様式自動車備考一 (二) 輪車、三輪車……

二〇二 第六號様式備考三 第五號様式

二〇四 第七十五條 賦課徴收條例昭和二十二年

同 同 賦課徴收條例及び昭和十五年

一五 第七十八條鑛區稅 一月一日、一月二十日より

一七 漁業權稅 專用漁業、海面專用  
 河川湖沼專用

二五 第十五號様式 鳥取縣條例第二十號

二九 第二十四號様式備考一 (二) 輪車、三輪車、四輪車(乗用車、貨物車) (二) 輪車、二輪車、四輪車(乗用車、貨物車)

正

昭和二十二年鳥取縣條例第 號

收入役がそれぞれこれを

他の税目についてはこの

氏 所

(二) 輪車、三輪車……

第三號様式

賦課徴收條例及び昭和二十二年

賦課徴收條例昭和十五年

一月二十日より

專用漁業、海面專用  
 專用漁業河川湖沼專用

鳥取縣條例第 號

誤